

事 務 連 絡
平成 2 2 年 4 月 2 3 日

各都道府縣市町村担当課 御中

総務省自治行政局市町村体制整備課

市町村合併に係る地方財政措置について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）の下で平成22年4月1日以降に合併する市町村等に対する地方財政措置については、合併特例法や平成22年度地方債同意等基準（平成22年総務省告示第133号）、「平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について」（平成22年4月1日付け総財地第79号、総財公第34号、総財務第131号）等の定めるところにより、次のとおりとされることになりましたので通知します。

また、この旨を貴都道府県内の市町村（一部事務組合又は広域連合を含む。）に対しても通知されるようお願いいたします。

1 普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額は、合併年度とこれに続く5年度については、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年度については、激変緩和期間としていること（別図参照）。

2 地方債措置

合併特例法下で合併した市町村等が行う事業であって、次に掲げる a から c までの要件のすべてを満たす事業について、地域活性化事業債の対象としていること。

- a 平成22年4月1日以降に合併を行う合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村等が連絡調整して一体的に行う事業であること。
- b 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること。
- c 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること。

3 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

従来の普通交付税における包括的な財政措置（合併補正）については廃止されることとなるが、市町村が合併直後に必要となる臨時的経費（行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）を対象として、特別交付税措置を講じることとしていること。

4 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併関係市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金を対象に、合併関係市町村の財政状況に応じ、特別交付税措置を講じることとしていること。

5 合併準備経費に対する財政措置

市町村が法定協議会を設置した場合に、合併準備のために必要な経費（合併市町村基本計画の策定、合併協議会開催経費、合併協議会広報誌作成経費等）を対象として、特別交付税措置を講じることとしていること。

6 合併移行経費に対する財政措置

市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費（電算システムの統合経費、交通標識・各種看板の書き換え経費等）を対象として、特別交付税措置を講じることとしていること。

7 その他

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の下で合併した市町村等及び合併特例法の下で平成22年3月31日までに合併した市町村等に対する地方財政措置については、従前と同一の取扱いとすること。
- (2) 旧合併特例法又は合併特例法に基づく合併（以下「旧合併」という）を経た市町村が、さらに他の市町村の区域の全部又は一部の編入による合併（以下「新合併」という）を行った場合においては、旧合併に係る合併算定替により増加する普通交付税については、その効果が新合併後の市町村に承継されることとなるため、新合併に係る合併算定替の激変緩和措置期間中においても、当該激変緩和に係る縮減は行われられないものであること。
- (3) 都道府県に対する財政措置については、①市町村が法定協議会を設置した場合に、市町村数に応じて特別交付税措置を講じることとしているとともに、②引き続き市町村の合併に関する助言、情報の提供等を行うために必要な経費については普通交付税措置を講じることとしたこと。

なお、従前、都道府県が作成した市町村合併推進構想に位置づけられた市町村の合併にあたって、当該市町村等に対して都道府県が交付する補助金、交付金等を対象としてきた特別交付税措置については廃止することとしていること。

(別図)

普通交付税の算定の特例（合併算定替）

○ 合併算定替（第17条）

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定。（合算額を措置）

合併後5年。（その後5年は段階的に縮減）

